

2026 年 7 月 29 日

## 令和 8 年熊本地震により被害にあわれたお客さまへの預金払戻し等の対応について

令和 8 年熊本地震により被害にあわれた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

長崎銀行（頭取 開地 龍太郎）は、今回被害にあわれたお客さまの預金払い戻し等について、下記のとおり対応しますので、お知らせします。

被害にあわれた皆さま方の一日も早い災害復旧をお祈り申し上げます。

### 記

1. 預金の通帳・証書・お届け印等をなくされた場合は、預金者ご本人さまであることを確認のうえ、払戻し等の手続きをとらせていただきます。
2. 定期預金、個人向け国債などの期限前払戻しにつきましても、ご相談を承ります。
3. 預金の通帳・証書・キャッシュカード等の再発行が必要な場合は、再発行手数料は いただきません。
4. 災害のため、支払期日が経過した手形またはでんさいについては、窓口にご相談ください。
5. 損傷・汚損した日本銀行券や貨幣の引換えに応じます。
6. 災害の復旧、応急資金等の各種ご融資は、窓口にご相談ください。

以 上

|                                        |
|----------------------------------------|
| 本件に関するお問い合わせ先<br>事務部 岡 TEL095-816-2211 |
|----------------------------------------|